

## マイナンバーに関する留意事項

平成27年10月5日より「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」が施行されましたが、マイナンバーは法律で定められた範囲以外での提供が禁止されております。（同法第19条）

助成金センターで取扱う各種助成金の申請に際しては、添付いただく書類等にマイナンバーが記載されていないか十分ご確認いただくとともに、記載されている場合は必ずマイナンバーをマスキング等して提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出された添付書類等にマイナンバーが記載されている場合は、再提出等の対応をさせていただくなど支給に遅れが生じる事となりますので、あらかじめご了承ください。

大阪労働局助成金センター